

利用料金表 (2024年4月1日現在)

(1) 利用料金

基本利用料		要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
自己負担	1割(日)	749円	753円	788円	812円	828円	845円
	1割(月)	22,470円	22,590円	23,640円	24,360円	24,840円	25,350円

※介護保険料を滞納(2年以上)されますと3割負担になります。

(1) - 2 保険給付外料金

家賃	1ヶ月 20,000円					
保証金	なし					
食費	1ヶ月 33,300円 (1日 1,110円)					
水道光熱費	1ヶ月 18,000円 (1日 600円)					
合計(1ヶ月)1割	93,770円	93,890円	94,940円	95,660円	96,140円	96,650円

●1ヶ月を30日として計算しております。また、月の途中で利用を開始した場合、又は、月の途中で利用を解除した場合は、家賃は日割り計算になります。

(2) 加算と算定要件：

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

※掲載の負担額は1割負担の場合の例示です

既存加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	加算Ⅰ：介護福祉士70%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上 加算Ⅱ：介護福祉士が60%以上。 加算Ⅲ：常勤職員75%以上、介護福祉士50%以上、勤続7年以上の者が30%以上、のいずれか。	Ⅰ：22円(日) Ⅱ：18円(日) Ⅲ：6円(日)
認知症専門ケア加算 (該当者加算)	①認知症専門加算(Ⅰ)： 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上。 認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 従業者に対して認知症ケアに関する留意事項伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催。 ②認知症専門加算(Ⅱ)： 認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。	Ⅰ：3円(日) Ⅱ：4円(日)
医療連携加算Ⅰハ (共通加算)	看護師を1名以上配置。 24時間訪問介護ステーションと連絡がとれ対応ができる体制を確保している。 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対し、指針の内容を説明し同意を得ている。	37円
入院時費用 (該当者加算)	入院後三月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合	246円/日

	(1月に1回、連続する6日を限度とする)	
看取り介護加算 (該当者加算)	医師より回復の見込みがないと判断された終末期の利用者やその家族の要望に沿って看取りに対応した場合に加算 ①死亡日以前 31日～45日 ②死亡日以前 4日～30日 ③死亡日以前 2日～3日 ④死亡日	① 72円/日 ② 144円/日 ③ 680円/日 ④ 1280円/日
初期加算 (該当者加算)	①利用開始から30日間について算定。 ②一ヵ月以上入院後再入居した場合①同様算定。	30円
退去時情報提供加算 (該当者加算)	医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関へ入所者等を紹介する際に入所者等の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報等を提供した場合に算定。	250円/1回
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40円/月
新興感染症等施設療養費 (該当者加算)	厚生労働大臣が定める感染症に感染した際、相談・診療・入院対応等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、事業所にて介護サービスを行った場合に算定。 (1月に1回、連続する6日を限度とする)	240円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (共通加算)	介護職員等の待遇改善を進めるための加算。 ※令和6年6月分より算定	一月保険適応単位 総数の18.6%

- ・ サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・ 認知症専門ケア加算の①を算定しますが、算定要件に該当する利用者のみに係る加算です。
- ・ 医療連携加算は介護度1～5の方が対象です。支援2の方は算定しません。

(3) その他の利用料

- ・ 「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。